被扶養者の認定に必要な提出書類

注意 〇・・・該当している方は必ず提出する書類

				配偶者・子・及び兄姉弟妹						母・祖父₽	⇒・曽	自祖父母	その他	
				16	ョ	18		フ 	直	系尊属		姻族		
添付書類		認定対象者	配偶者	歳未満の者	校生以上の学生	歳以上の浪人生	大学院生	リーター・就職浪人	父 ・ 母	祖父母曾祖父母	父・母	祖父母	被保険者の似分の (4) のの (4) のの (5) の (5) の (5) の (5) の (6) の	(参考)証明書が 発行される場所等
共通するもの	被扶養者認定申請の際	被扶養者異動屆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大地 するもの	共通して必要となる書類	生計現況書	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
親族、同居、別居関係 を証明するもの	被保険者との関係が分かる書類	世帯全員の記載のある住民票(別居の場合は戸籍謄本も)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	居住地の役所
収入・生計維持関係の 証明するもの	収入なし	学生証のコピー又は在学証明書(高校生以上は必須)			0	\bigcirc	0							学校
		課税(非課税)証明書・無職無収入の証明書	0		0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	居住地の役所
	収入あり	課税(非課税)証明書・収入証明(給与明細3ヶ月分)のコピー	0		0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	居住地の役所
	雇用保険受給前	離職票のコピー、雇用保険失業給付受給等に関する被扶養者認定願	0					0	0	0	0	0	0	ハローワーク
	雇用保険受給後	支給終了書類のコピー・無職無収入の証明書	0					0	0	0	0	0	0	ハローワーク
	雇用保険未加入者	雇用保険未加入証明書	0					0	0	0	0	0	0	前事業主
		課税(非課税)証明書・無職無収入の証明書	0					0	0	0	0	0	0	居住地の役所
	該 各種年金・恩給を受給している方	直近の年金額改定通知書のコピー	0					0	0	0	0	0	0	日本年金機構
		課税(非課税)証明書・無職無収入の証明書	0					0	0	0	0	0	0	居住地の役所
	す 各種年金・恩給を受給していない方	課税(非課税)証明書	0						0	0	0	0	0	居住地の役所
	る 不動産・利子・配当などの収入	確定申告書・収入内訳書のコピー	0					0	0	0	0	0	0	所轄の税務署
	方 身体障害者の場合	障害者手帳のコピー	0					0	0	0	0	0	0	都道府県

- ※ 上記書類以外でも健康保険組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ※ 雇用保険の受給中は認定の対象となりません。(ただし、受給延長期間・受給日額が3,611円以下の場合は除きます。)
- ※ 傷病手当金・出産手当金の受給中は原則認定の対象となりません。
- ※ 別居の場合は、必ず送金証明が必要となります。(送金は振込または現金書留で記録を残してください。送金額よりも認定対象者の収入が少ないことが条件となります。)現金の手渡しは認められません。
- ※ 被保険者の収入の2分の1未満であること。
- ※ 16歳未満であっても高校生等の場合は学生証のコピーが必要となります。